

(No.358)

ごかのお知らせ

お知らせ

■人権擁護委員が法務局に常駐して相談等の職務を行っています (総務課)

水戸地方法務局下妻支局では、法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員が、当支局に常駐し、地域住民の人権が侵害されないよう常に注意を払い、もし人権が侵害されたときは、その相談を受け、被害救済のため速やかに適切な処理をとっています。

なお、この常駐制度は次のとおりとなっておりますが、ご利用いただくにあたっては、電話による相談、また、午前8時30分から午後5時までは当支局職

員による相談も行っています。

○常駐時間

毎週月曜日(祝祭日等の休日を除く)午前10時から午後3時まで

○常駐場所

水戸地方法務局下妻支局
下妻市下妻乙124-2

○常駐委員

下妻人権擁護委員協議会所属

○お問い合わせ

水戸地方法務局下妻支局
☎0296(4)3935

■人権擁護委員による「全国一斉特設相談」を実施します (総務課)

昭和24年(1949年)6月1日に人権擁護委員法が施行されました。そこで、法務省と全国人権擁護委員連合会は、毎年6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、人権擁護委員制度の周知と人権尊重思想の普及高揚を呼びかけています。

人権擁護委員は、地域住民の人権が侵害されないように常に注意を払い、もし、人権が侵害されたときは、その相談を受け、被害救済のため速やかに適切な処理をとります。

また、街頭啓発や講演会などを通じて、人権の大切さについて理解を深めてもらうための活

動にも努めています。

全国人権擁護委員連合会では、

来る6月1日に「全国一斉特設相談」を開催し、全国的に人権擁護委員の周知を図ります。茨城県人権擁護委員連合会でも「人権擁護委員の日」にちなみまして、左記のとおり実施することになりました。

地元の人権擁護委員が人権問題等でお困りの方のご相談を受け付けします。

なお、五霞町には町長から推薦され、法務大臣が委嘱した次の人権擁護委員がいます。

○開設日時
6月1日(水)
午前10時から午後3時まで

○場所
福祉センター(ひばりの里)

○人権擁護委員

・菊地正明さん
冬木1834

☎(84)2344
・山中武男さん
元栗橋1281-1

☎(84)0564

■5月1日から7日まで は憲法週間です (総務課)

5月3日(火)の憲法記念日を中心に5月1日(日)から7日(土)までの1週間を憲法週間とし、関係機関では人権尊重思想の普及高揚に努めています。

基本的人権の尊重は日本国憲法の重要な柱の一つであり、すべての人の人権が尊重される社会が実現されなければなりません。

憲法週間にあたり、身近で起こる差別や偏見について一人一人

が考え、人権尊重の意識を高め、豊かな人間関係をつくりましょう。

人権問題でお困りのときは、最寄の法務局の人権相談所または人権擁護委員までご相談ください。

・育てよう一人一人の人権意識
・子どもの人権を守ろう
・男女共同参画社会を実現しよう
・高齢者を大切にすることを育てよう

国際化時代にふさわしい人権意識を育てよう

○お問い合わせ

水戸地方法務局
茨城県人権擁護委員連合会
☎029(227)9911

■国保加入世帯の健康家庭に記念品を贈呈 (住民課)

誰もが健康に過ごせることを願いますが、病気やケガは突然襲ってきます。国保はそのような場合に備えて加入者の皆さんがお金(保険料)を出し合い医療を受けたときなどの費用に充てる助け合いの制度です。

町では、保健事業の一環として、平成16年度中に一度も病院

にかからず、健康づくりに努力された60世帯に「健康家庭」として記念品を送ることになりました。

これからも健康に留意され、明るい家庭を築いてください。

■住民課窓口土曜日開庁のお知らせ (住民課)

会社等にお勤めで、平日、役場においてにれない住民の方のために、住民課窓口を土曜日の午前中開庁しております。ぜひご利用ください。

○開庁時間
午前8時30分から正午まで
(祝祭日は除く)

○発行書類

住民票の写し、戸籍謄抄本、印鑑登録及び印鑑証明書

※日直の業務については、従来どおり死亡、婚姻、出生届等の受付は行っています。

○お問い合わせ

住民課(内線231)

■小規模契約希望者登録申請窓口の拡張について(財務課)

4月号でお知らせしました、この登録申請窓口が、財務課のほか各工事を発注する担当課でも受付できるようになりました。

なお、この対象契約額は50万円(税込)未満です。

○お問い合わせ
財務課(内線222)